

「三重の木」規格基準

別紙1

区分	材種	品質基準			寸法基準			乾燥基準		
構造用製材	[甲種] ・土台 ・大引 ・梁、桁 ・胴差 ・母屋 ・棟木 ・小屋梁 ・たいこ梁	区分	基準	備考	単位:mm			含水率 (仕上げ材) 20%以下であること。 (未仕上げ材) 25%以下であること。		
		節	狭い材面	径比が40%以下であること。	JAS2級同等	木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材		75未満	+ 1.0 - 0
			広い材面	材縁部					径比が25%以下であること。	75以上
		中央部		径比が40%以下であること。		未仕上げ材	75未満		+ 1.0 - 0	
		円柱類の材面	径比が35%以下であること。	75以上			+ 1.5 - 0			
		集中節	狭い材面	径比が60%以下であること。		材長	+ 制限なし - 0			
			広い材面	材縁部			径比が40%以下であること。			
				中央部			径比が60%以下であること。			
		円柱類の材面	径比が53%以下であること。							
		丸身	20%以下であること。							
		貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法の1.5倍以下であること。						
			材面	材長の1/6以下であること。						
		目まわり	木口の短辺の寸法の1/2以下であること。							
		繊維走行の傾斜比	1:8以下であること。							
		平均年輪幅	8mm以下であること。							
		腐朽	1 程度の軽い腐れ(腐れ部分が軟らかくなっていないものをいう。以下同じ。)の存する材面の面積の10%以下であること。 2 程度の重い腐れ(腐れ部分が軟らかくなっているものをいう。以下同じ)がない 3 土台用にあつては、腐れがないこと。							
		曲がり	0.5%以下であること。ただし、仕上げ材にあつては、0.2%以下であること。							
		虫穴	ないこと。							
		狂い及びその他の欠点	顕著でないこと。							
		(注) 上表の節・集中節の径比の基準は、甲種構造用Ⅱ(木口の短辺が36mm以上で、かつ、木口の長辺が90mm以上のもの)に適用するもので、甲種構造用Ⅰ(木口の短辺が36mm未満のもの、及び木口の短辺が36mm以上で、かつ、木口の長辺が90mm未満のもの)については、狭い材面を適用する。								
[乙種] ・通し柱 ・管柱 ・間柱		区分	基準	備考	単位:mm			含水率 (仕上げ材) 20%以下であること。 (未仕上げ材) 25%以下であること。		
		節	径比が40%以下であること。ただし、円柱類にあつては、径比が35%以下であること。		JAS2級同等	木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材		75未満	+ 1.0 - 0
			集中節	径比が60%以下であること。ただし、円柱類にあつては、径比が53%以下であること。					75以上	+ 1.5 - 0
		丸身		20%以下であること。		未仕上げ材	75未満		+ 1.0 - 0	
		貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法の1.5倍以下であること。			75以上		+ 1.5 - 0	
			材面	材長の1/6以下であること。		材長	+ 制限なし - 0			
		目まわり	木口の短辺の寸法の1/2以下であること。							
		繊維走行の傾斜比	1:8以下であること。							
		平均年輪幅	8mm以下であること。							
		腐朽	1 程度の軽い腐れの存する材面の面積の10%以下であること。 2 程度の重い腐れがないこと。							
		曲がり	0.5%以下であること。ただし、仕上げ材にあつては、0.2%以下であること。							
		虫穴	ないこと。							
		狂い及びその他の欠点	顕著でないこと。							

区分	材種	品質基準			寸法基準			乾燥基準	
造作用製材	天井板・壁板	区分	基準	備考	単位:mm			含水率 (仕上げ材) 18%以下であること。 (未仕上げ材) 18%以下であること。	
		節	死に節、抜け節は埋木補修、節割れはバテ等で補修してあること。	「三重の木」基準	区分	表示された寸法と測定した寸法との差			
		丸身	ないこと。	JAS上小節同等	木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	75未満		+ 1.0 - 0
		腐朽、虫穴及び髓心	ないこと。				75以上		+ 1.5 - 0
		貫通割れ	木口		木口の長辺の寸法以下であること。	未仕上げ材	75未満		+ 2.0 - 0
					材面		ないこと。		75以上
		材面の短小割れ			割れの長さの合計が材長の10%以下であること。	材長			+ 制限なし - 0
		曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの		1.0%以下であること。				
					上記以外の寸法のもの	0.4%以下であること。			
		そり又はねじれ			軽微であること。				
欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ		極めて軽微であること。							
変色、あて、かびその他の欠点		軽微であること。							
下地用製材	野地板・垂木・胴縁等	区分	基準	備考	単位:mm			含水率 (仕上げ材) 20%以下であること。 (未仕上げ材) 20%以下であること。	
		節(材面における欠け、きず及び穴を含む)	径比が60%以下であること。	JAS2級同等	木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	75未満		+ 1.0 - 0
		丸身	50%以下であること。				75以上		+ 1.5 - 0
		貫通割れ	木口		木口の長辺の2.0倍以下であること。	未仕上げ材	75未満		+ 2.0 - 0
					材面		材長の1/3以下であること。		75以上
		曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの		1.5%以下であること。	材長			+ 制限なし - 0
					上記以外の寸法のもの	1.0%以下であること。			
		そり又はねじれ			顕著でないこと。				
		虫穴			ないこと。				
		腐朽、変色、入り皮、やにつぼ、かび、あてその他の欠点			顕著でないこと。				
フローリング	単層フローリング	区分	基準		単位:mm			含水率 (仕上げ材) 15%以下であること。	
		フローリングの日本農林規格を基準とする。		区分	表示された寸法と測定した寸法との差				
		※死に節、抜け節は埋木補修、節割れはバテ等で補修してあること。		厚さ	±0.3				
				幅	±0.5				
				材長	+ 制限なし ~ 0				
集成材	化粧ばり構造用集成材 構造用集成材(注)③	集成材の日本農林規格が定める基準に準拠すること。			集成材の日本農林規格が定める基準に準拠すること。			集成材の日本農林規格が定める基準に準拠すること。	
合板	構造用合板(注)④	合板の日本農林規格が定める基準に準拠すること。			合板の日本農林規格が定める基準に準拠すること。			合板の日本農林規格が定める基準に準拠すること。	

- (注) ①各基準の測定方法は、各材種の日本農林規格に準拠のものとする。
 ②含水率は、原則、(財)日本住宅・木材技術センター認定の含水率計を用いて測定するものとする(集成材は除く)。
 ③梁、桁、胴差し、小屋梁として使用するものについては、県産材ラミナの使用率が50%以上の異樹種使用の複合製品も「三重の木」の対象とする。
 ④構造用合板には、100%県産材を使用する。